(別紙第６号－２様式）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

　　理　　　事　　　長　　殿

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）　　印

同意書（試　験　・開　発　用）

当社が令和　　年　　月　　日に砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第４条第３号に掲げる条件を付して売渡しの申込みを行った指定糖の全部又は一部について、当該条件に従った用途（「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第２章附属書２‐Ｄの日本国の関税率表付録Ａの第Ｂ節32(ａ)(ⅱ)の証明書(ＴＷＱ‐ＪＰ32に係る試験開発証明書）の取扱いについて」（平成30年11月６日付け30政統第1284号政策統括官通知）６又は「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第２章付属書２‐Ａ第３編の日本国の関税率表第Ｂ節の17(ａ)(ⅱ)の証明書（ＴＲＱ‐16に係る試験開発証明書）の取扱いについて」（平成30年12月21日付け30政統第1499号政策統括官通知）６に定める試験開発計画書に掲げる用途を含む。）に使用されなくなった場合においては、

1. 当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第４条に規定する試験開発証明書に基づいて輸入された指定糖の全量について解除されなくなるとともに、当該契約に係る売買差額は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第24条第１項の規定の適用を受けることとなるときは、売渡・買戻申込書に記載した買戻価額が当該指定糖の輸入申告のときに適用された同項の規定により定められる売戻しの価格により算出される価額に訂正されること、及び

②　　当該条件に従った用途に使用されていなかったことが、万一、当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約が解除された後に明らかになった場合には、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第４条に規定する試験開発証明書に基づいて輸入された指定糖の全量について解除されなかったとしたときに適用されるべき売買差額（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第24条第１項の規定の適用を受けることとなるときは、売渡・買戻申込書に記載した買戻価額が当該指定糖の輸入申告のときに適用された同項の規定により定められる売戻しの価格により算出される価額）に相当する額を、別途、貴機構に納付すること

に異存ありません。

（注）一括同意書の場合には「令和　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日の間において」に、「申込みを行った」を「申込みを行う」に改める。